

平成 23 年 8 月 8 日

各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
Tel 03-5739-3014

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用について
(その 1)

ご高承のとおり、東日本大震災の影響により住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなり、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった個人債務者について、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき債務整理を行う手続を定めた『個人債務者の私的整理に関するガイドライン』及び『個人債務者の私的整理に関するガイドラインQ&A』が、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」によって取りまとめられ、平成 23 年 8 月 22 日から運用が開始される予定です。

このガイドラインは法的拘束力を有しないものの、金融機関関係団体の自主的自律的な準則であり、債務者の生活や事業の再建を支援するという観点からも、尊重することが求められます。

協会員の皆様におかれましては、このガイドライン及びQ&Aの内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

1 ガイドライン及びQ&Aの内容

全国銀行協会のホームページでご確認いただけます。

- ・ガイドライン <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/07/15150001.html>
- ・Q&A <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/08/01093000.html>

2 適用期間

ガイドラインに明示されていませんが、恒久的に運用されるものではありません。震災からの復興状況等を踏まえ、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」又は「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」を構成する関係者において、協議のうえ適用期間が決定される予定となっております。

3 その他

ガイドラインの運用等について、追加・変更・修正等がありましたら、その都度ご案内いたします。

以上